

令和7年度版

入園のしおり



豊田市立今こども園

豊田市今町7丁目50番地2

TEL：(0565) 28-2285

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 2
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 2～4
3 保育時間	-----	P. 4
4 一日の保育内容	-----	P. 5
5 食事とおやつ	-----	P. 6～8
6 行事について	-----	P. 9
7 健康管理	-----	P. 10～14
8 家庭の協力	-----	P. 15～16
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 16～17
10 保育料等	-----	P. 18～24
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 25～26
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 26
13 その他の取り組み	-----	P. 27～28
14 その他の注意事項	-----	P. 28
15 入園までの準備について	-----	P. 29～33
16 園での生活について	-----	P. 33～34
こども園等一覧表	-----	P. 35～37
駐車場の利用について	-----	P. 38

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する。

【 今こども園の概要 】

- 名 称 豊田市立今こども園 TEL：28－2285 FAX：28－9419
- 所 在 地 豊田市今町7丁目50番地2
- 主な地域 今町、河合町、前山町、水源町、平和町、その他周辺地域

【 地域特性 】

こども園の近くにはトヨタ自動車の本社があります。東側には矢作川と明治用水が流れ、水源の桜並木が一望できる大変自然に恵まれたところです。明治用水沿いにはサイクリングロードが整備され、水源公園にも近く、園外散歩が楽しめる環境にあります。目の前には高速道路の巨大なブリッジ塔がそびえ、それがシンボルになった景観です。昭和34年開園以来、昔からの園として地域の人々に温かく支えられ、自然に恵まれた環境の中でこども達は元気いっぱい園生活を送っています。

【 本園の保育目標 】

(1) 本園のめざすこども像

『 心身ともに健やかで心豊かな子 』

- 友達と一緒に夢中になって遊ぶ子
- 自分で考え意欲的に取り組む子
- やさしくおもいやりのある子

(2) このような保育を心がけます

〔 愛情につつまれた保育 〕

こども達は、自分が愛されていると感じることで安心して生活を送ります。一人一人のありのままの姿を受け入れながら、こどもに寄り添い、保育者との関係を深め、友達との関係づくりを支えています。喜びや悲しみなど、こどもの気持ちを理解して共感し、信頼関係をしっかり築きます。また、保護者の方と共にこども達の健やかな育ちにつながるよう連携を図っていきます。

〔 複合クラスの良さを生かした異年齢保育 〕

こどもは、様々な経験を通して周りの人との関わり方を学んでいきます。本園では、小規模園ならではの環境を活かし、異年齢児とのふれ合いや交流を通して、人と関わることの楽しさ、人に対する優しさなどを育てていきます。また、自分より年下のこどもへのいたわりや思いやりの気持ちを感じたり、年上のこどもに対してあこがれの気持ちをもったりするなど、こども達が互いに育ち合うことができるような保育を進めていきます。

〔 地域との交流保育 〕

地域のトヨタこども園、藤藪こども園と一緒に活動をしたり、前山小学校へ探検や遊びに出かけたりして交流を深めています。また近くの特別養護老人ホーム「豊水園」、地域の老人クラブ「今寿会」、郵便局、エコットへの社会見学を通して様々な人と関わる楽しさや社会の仕組みを知り、思いやりの気持ちを育み地域に根ざす保育を進めています。そして、身近な自然を活かした野菜作りや水源公園、河合池への散歩を楽しみ四季折々の自然を肌で味わい豊かな感性を育てています。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

❖早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （１） 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （２） 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （３） 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

時 間	幼 児（3歳以上児）	内 容
8 : 0 0	早朝保育	・ 就労証明書を提出された方のみです。 （早朝保育申請書提出）
8 : 3 0 ～ 9 : 0 0	登 園 ・ あいさつ ・ 手洗い、うがい ・ 身の回りの持ち物の始末	・ あいさつをし、一人一人の健康状態 や様子を把握します。 ・ お子さんの様子や体調などいつもと 違ったことがあれば担任に伝えてく ださい。
9 : 0 0	遊び、活動 ・ 自発的な遊び ・ 課題のある活動	・ こども達が自ら好きな遊びを見つけ て遊びます。 ・ 保育者がこども達の興味、関心、発 達、季節等に合わせ意図的、計画的 な環境を構成し主体的に関わって遊 びます。 ・ 保育者の意図的な環境設定のもとで 活動します。
1 1 : 3 0	給食準備	
1 2 : 0 0	給 食	・ 食事のマナーを身に付けるよう、年 齢に合わせて食べます。
1 2 : 4 0	昼 寝 ・ 3歳児は4月～夏季頃の予定 ・ 4、5歳児は夏季期間のみ予定	・ 昼寝は落ち着いた雰囲気の中で休息 できるようにしています。
1 3 : 0 0	遊び、活動 ・ 自発的な遊び	・ 食後はしばらく、静かな遊びをして 過ごします。 ・ 午前中の遊びの続きをしたり、好き な遊びをしたりします。
1 4 : 1 5	片付け	・ 皆で協力して片付けをします。
1 4 : 3 0	降園準備 ・ カバンや荷物を持つ ・ 歌を歌う ・ 絵本・紙芝居を見る	・ 保育者に絵本を読んでもらったり、 歌を歌ったりして楽しいひと時を過 ごします。 ・ 一日の生活を振り返り、明日の遊び への期待がもてるようにします。
1 4 : 4 5	降 園	・ 一人一人にあいさつをし、保護者の 方にお子さんをお渡しします。
1 5 : 0 0	延長保育	・ 就労証明書を提出された方のみです。 （延長保育申請書提出）
1 6 : 0 0	延長保育最終降園	

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、次のような行事を行っています。

※ ★印は、保護者参加の行事です。

※ 行事の時は、**ご家庭よりスリッパを持参**してください。

※ 行事は予定のため変更になることがあります。また、主催者側の都合で変更になることもありますのでご理解ご協力をお願いします。

月	行事名	月	行事名
4月	★入園式・進級式（10日） 3歳児昼寝開始（17日） こいのぼり運動会（30日）	10月	★運動会(3日、予備日7日) 誕生会(9.10.11.12月)(14日) 人形劇「ぐ・ちょき・ぱ」(14日) 身体測定、内科健診、視力検査(4歳児) 交通安全講習会（4.5歳児）(17日) ★子育て講座・保育参加（21日） 徒歩遠足（24日） 河川氾濫訓練 3園交流（5歳児）(31日)
5月	六所山野外学習（5歳児）(2日) 身体測定、歯科健診、内科健診 視力検査(5歳児) ★フッ化物洗口説明会(5歳児保護者) 誕生会(4.5月）(13日) ★保育参加（22日）	11月	
6月	移動動物園（2日） 豊田キッズサッカー(5歳児)(12日) プール開き（13日） 誕生会(6.7.8月）(18日) ★引き渡し訓練（20日） 防サイ君(地震体験）(25日)	12月	こども発表会（2日） ★生活発表会(5日) もちつき（12日） 個別懇談会（16～18日） お楽しみ会（23日）
7月	七夕会（7日） 個別懇談会（14～16日） プール納め（18日）	1月	新年お楽しみ会（7日） 鏡開き（9日） 社会見学（5歳児）(16日) 腹話術（23日） 誕生会(1.2.3月）(26日)
8月		2月	豆まき（3日） ★入園・進級説明会（18日） おこしもの作り（27日）
9月	こども運動会（30日）	3月	ひな祭り会（3日） お別れ会（5日） 修了式 ★卒園式（23日）
その他	・動物とのふれあい（隔年） （移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します） ・不審者訓練（年2回）、リスク回避プログラム（年2回） ・子育てひろば（毎週月曜日～金曜日） ・誕生会（年4回行います）		
毎月	・交通安全指導（毎月10日） ・避難訓練（地震・火災）		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

※集団生活の場合なので、**24時間以内に2回 嘔吐下痢があった場合**は、家で様子を見ていただけるとありがたいです。

※**発熱があった場合**も、解熱後概ね24時間以上が経過するまで様子を見ていただけるとありがたいです。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

今こども園 園医

内科：前山キッズクリニック 豊田市前山町 3-9-1 リューノスビル 2F Tel 27-8888
歯科：とよた歯科医院 豊田市小坂本町 1-9-2 芦刈ビル 1F Tel 32-7568

- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断され

るまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則 18 条）。

- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表 1 のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 （R6.11 時点）

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間が経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治癒証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治癒証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

(11) 感染防止のために

- ・ お子様が感染した時、発熱、のどの痛み、だるさ、におい、味がしない等体調がすぐれない時は登園をお控えください。
- ・ 同居のご家族が感染者と確認された時は園にご連絡ください。（インフルエンザ、コロナ、水痘、麻疹、感染性胃腸炎等）

<大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて>

保育者は、ノロウイルス等による**感染性胃腸炎**が園内でまん延しないよう、衛生管理を十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる**二次感染**があります。

園内で大便（普通便・下痢便ともに）、おう吐物等の衣類の汚れは、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますのでご了承ください。（他児で汚れた物も同様に対応させていただきます。）

◆ご自宅で汚れを落とす時に心がけてください◆

- ・ 窓を開け、十分換気をしてください。
- ・ 使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・ 塩素系の消毒液、または、85℃の熱湯で 1 分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合や色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・ 他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・ 片付け時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・ 最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

◆血液が付着した場合◆

鼻血や擦り傷などで血液が付着した場合も、二次感染を防止するため、水洗いしないでそのまま持ち帰りますのでご了承ください。

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩く時は必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。
- ⑦ 降園後、15：30まで園庭で遊べます。

<遊ぶ時の約束>

- ・荷物を持ったまま、遊ばせないでください。
- ・事故、けがなど発生しないように、必ず保護者の方で子どもさんを見ていてください。安全確認をしながら遊ばせてください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。病気の連絡等は医師から言われたこと、症状等（熱、咳、下痢、嘔吐等）を詳しく書いていただけるとありがたいです。また、連絡は8：50頃までに入れていただけると助かります。電話をかけていただいてもよいです。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) 駐車場について

- 「今こども園保護者の会駐車場」をご利用ください。
- 常行院様の駐車場につきましては、ご好意で貸していただいています。行事等で使用する場合は、園からお知らせをします。マナーを守り、常行院様のご迷惑にならないように利用してください。

※詳細は、P.38「駐車場の利用について お知らせとお願い」を参照

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。
・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額 （16:00まで）1,000円 → （17:00まで）2,000円 →→ （18:00まで）3,000円 →→→ （19:00まで）4,000円 →→→→			
月額 1,000 円 ←	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）						

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

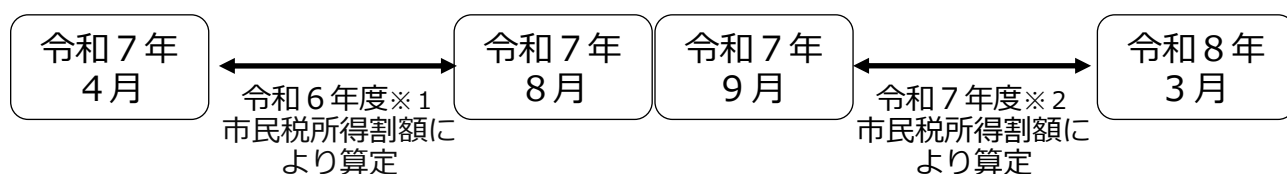
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年 9 月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9 月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

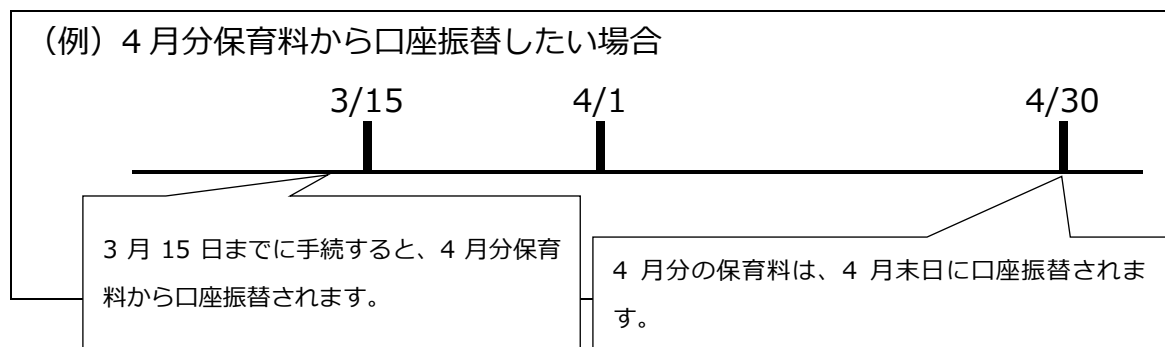
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(3) 保護者の会費

今こども園は保護者の会がありますが、会費は徴収いたしません。

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（１）延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（２）児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和５年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

（３）滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（４）入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3 歳児から 5 歳児（満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦（夫）等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後 2 か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

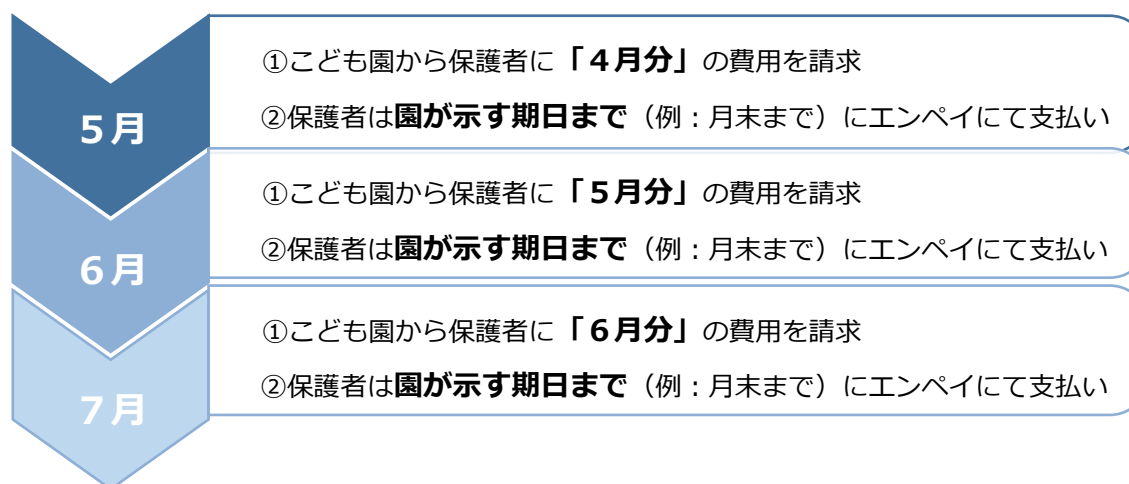
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



1 3 その他の取組

お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

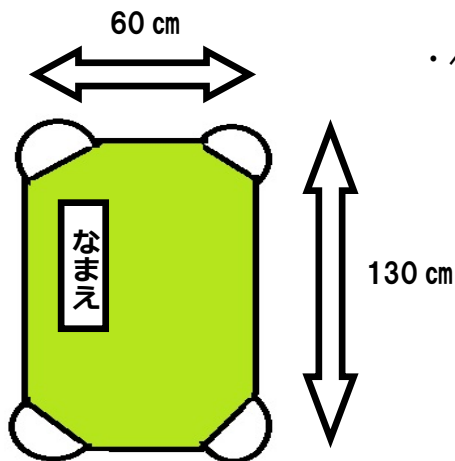
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など＞

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シート 2枚（洗い替え用）

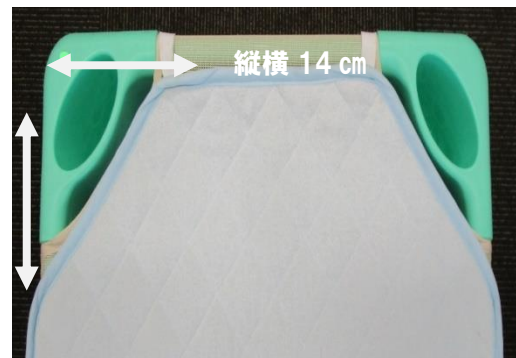


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シートの左上に名前を付けてください

【作成する例】



【市販品の例】

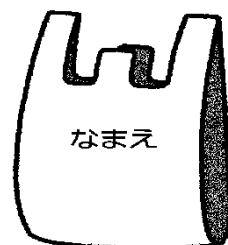


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバッグなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



1 4 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則 15 日前までに申し出てください。15 日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

15 入園までの準備について

(1) 入園を心待ちにしてみえる皆様へ

- ① こども園は、友達や先生と楽しく過ごす場所です。「今日は、何をして遊ぶのかな?」「〇〇先生と、〇〇して遊べるね」など、こども園に行くことを楽しみにできるような言葉をかけてあげてください。
- ② 日頃の早寝・早起き・決まった時間の食事・排便など規則正しい生活習慣が、健康的で無理なく、こども園生活を楽しく過ごせる基盤となります。次のようなことを大人が意識して関わってあげましょう。

睡眠 ・早寝・早起きを心がけましょう。できるだけ、21時には眠ることができるよう早めに布団に入り、眠くなるような雰囲気をつくってあげてください。

食事 ・テレビを見ながらの食事は避けましょう。
・少しの間は座っていることができる習慣をつけておきましょう。
・朝食は一日のエネルギー源になりますので必ず食べましょう。

排泄 ・排便がなくても、毎朝食後には便器に座る習慣をつけましょう。

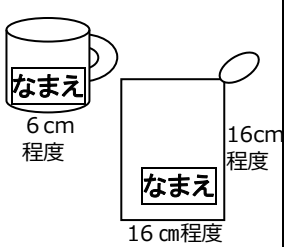
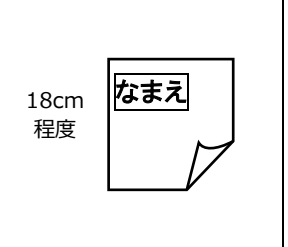
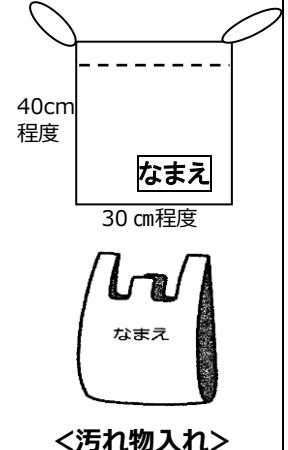
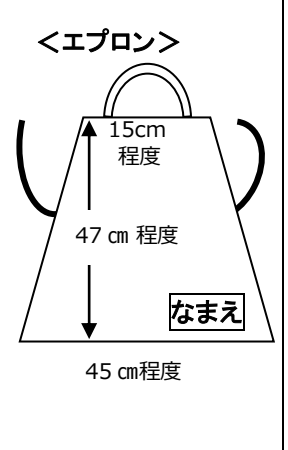
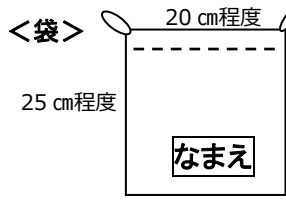
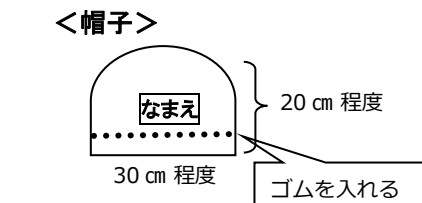
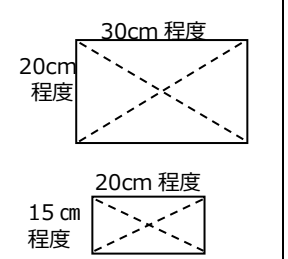
着脱 ・服の着脱や靴を履いたり脱いだりなど、自分でする気持ちを育てましょう。
・こどもが脱ぎ着しやすい服を選んであげましょう。

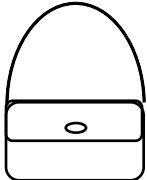
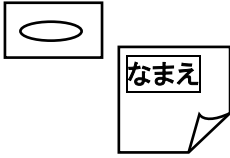
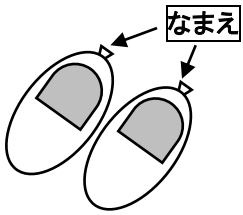
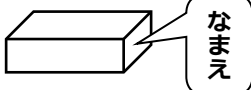
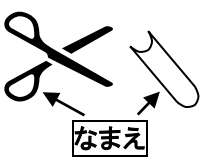
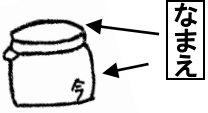
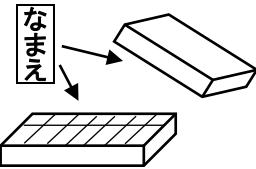
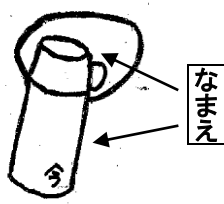
★基本的な生活習慣は、担任と協力して自立に向けていきましょう。
★少しでも自分でできた時に誉めてあげたり、一緒に喜んだりすることで次のステップに進めるといいですね。

(2) 入園式までに準備するもの

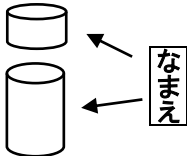
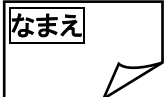
※すべての持ち物に名前を記入してください

品 名	図	内容及び記入の仕方
おつかいバッグ		・製作物や着替え等カバンに入らない物を入れます。 ・持ち手は、あまり長くしないでください。 ・キルティングで作られる場合は、少し大きめのサイズで作られるとよいです。 ・<u>持ち帰ったら次の日に必ず持たせてください。</u>
シューズ袋		・シューズを入れて週末に持ち帰ります。 ・必ず洗って、翌週月曜日に持たせてください。 ・持ち手は、自由です。
シューズ		・<u>シューズの前側とかかとの部分、2カ所に名前を書いてください。</u> ・足のサイズに合った、自分で脱ぎ履きしやすいものにしてください。
給食セット袋		・ナフキン、箸セットを入れます。 ※毎日持ち帰ります。 ※洗い換えがあると便利です。(2枚程度)
給食用ナフキン		・給食時に机の上に敷き、食器を置きます。 (机の大きさに合わせてありますので、指定のサイズでお願いします) ※毎日持ち帰りますので、<u>必ず洗って持たせてください。</u> ※洗い換えが数枚あると便利です。(2枚程度)
箸セット		・給食時に個人持ちの箸セットを使用します。(中学校まで使用しますので大切に扱きましょう) ・全員同じ物ですので、<u>ケースの蓋、底、箸、スプーン、フォークそれぞれに名前を記入してください。名前は消えたら書き直してください。</u> ・必ず毎日洗い、清潔にして持たせてください。 - 衛生上、必ず大人が洗ってください。 【3歳児】 入園当初は自分で始末することが難しいため、園の物を使用します。様子を見て使いますので、園から連絡があるまで家庭で保管してください。

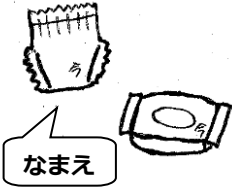
コップ コップ袋		・牛乳やお茶を飲んだりうがいをしたりする時に使います。 ・毎日持ち帰ります。必ず洗って持たせてください。底の直径約 6cm 程度で割れない材質、手のついた物。 ・出し入れがしやすいように袋の口は大きめの物を用意してください。洗い換えがあると便利です。(2 枚程度) ・名前は消えないように工夫して記入してください。
給食用ハンカチ		・コップ袋に入れてください。 ・机の上に置きます。ミニタオルハンカチ (18 cm 程度) が扱いやすいです。 ・給食の手洗い時に、清潔なハンカチで手を拭くために使用します。 ・口拭き用としても使用します。
着替え袋 汚れ物入れ袋 着替え		・着替えを入れ、園に置いておきます。 ※袋は薄い生地が扱いやすいです。 ※濡れたり汚れたりした物を入れる袋(3 枚程度・記名した物)を、中に入れておいてください。 ※着替えは、以下を参考にして季節・気温に合わせて中身を入れ替えてください。枚数は、一人一人の様子に合わせて調節してください。 ※袋のままロッカーに入れます。 トレーナー、長袖Tシャツ、半袖Tシャツ、ズボン又はスカート、靴下、下着シャツ、パンツ、タオル(体を拭く用)、ハンカチ、マスク
【5 歳児】 エプロン 帽子 マスク 袋	＜エプロン＞  ＜袋＞  ＜帽子＞ 	・クッキング時に使用します。大きさは参考です。こどもの体に合わせてください。 ・自分で着脱しやすいように工夫してください。 (例：エプロンの紐を長くし、前でちょう結びができるようにする など) ・袋にエプロン、帽子、マスクを入れてください。
雑 巾 (大 2 枚) (小 2 枚)		・こどもが保育用に使います。(新しいタオルをお願いします) - 雑巾(大)：フェイスタオルを 4 つ折りの大きさにしてください。 - 雑巾(小)：フェイスタオルを半分に切り、4 つ折りの大きさにしてください。 ※名前は書かないください。
カラー帽子		・登降園時、保育時に使用します。毎日必ずかぶって登降園してください。 ・名前を書く場所(帽子、たれ)に、大きく名前を書いてください。

通園カバン		・毎日、給食セット・コップ袋などを入れます。 ・目印でキーホルダーをつける場合は、<u>おもちゃにならない、あまり大きくない物を一つ</u>でお願いします。 ・カバンの中は、毎日確認してください。 【3歳児】自分でカバンの開け閉めができるように、ファスナーに紐やキーホルダー等つけるとよいです。
ハンカチ ティッシュ		・ハンカチは吸湿性の高いもので、<u>服のポケットに入る大きさ</u>にしてください。 ・ティッシュは、<u>必ず服のポケットに入れてください。</u> ・<u>大きく名前を書いてください。</u>
運動靴		・足のサイズに合わせ、自分で脱ぎ履きしやすく、運動するのに適したものを履かせてください。(サンダル、クロックス、ブーツなどは避けてください) ・<u>かかとに名前</u>を書いてください。
傘		・<u>持ち手の部分に名前</u>を書いてください。 ・登園後、保護者の方が持ち帰ってください。
道具箱		・<u>A4サイズのもの</u>を各家庭で用意してください。 (プラスチックカゴ等、家にあるものでよいです)
ハサミ		・<u>ハサミとカバー、両方に名前</u>を書いてください。
のり		・<u>本体と蓋、両方に名前</u>を書いてください。 ・付属のヘラは、使用しません。家庭で保管してください。
クレパス マジック 絵の具		・<u>上蓋と下のケース、クレパス・マジック・絵の具一本一本に名前</u>を書いてください。 ※シールは剥がれやすいので直接書いてください。
水筒		・水筒は、<u>通年</u>持ってきてください。 ・<u>コップ付きで肩にかけることができるような紐付きタイプ</u>をお願いします。 ・<u>コップの底と本体に名前</u>を書いてください。 ・リュックサックに入る程度の大きさが扱いやすいです。 ・水筒のコップは、弁当日のうがい等でも使用します。 ・<u>自分で扱えるように、家庭でも使用しておいてください。</u> ・水筒の中身はお茶か水にしてください。

※ 弁当日、遠足、園外保育時に使用します。

リュックサック		・弁当日は、園外に出かけなくてもリュックサックに弁当、おしぼり、敷物、ビニール袋を入れてきてください。 ・弁当箱と水筒、敷物が入る大きさの物を用意してください。 ・リュックサックの扱いに慣れるよう、家庭でも使用しておいてください。
弁当箱・箸など		・弁当はお子さんの食べる量に合わせて、自分で開け閉めできるような物を用意してください。 ・箸セットは、給食用箸セット以外の物で結構です。自分で扱える物を用意してください。 ・喉に詰まりやすいもの（こんにゃくゼリーやうずらの卵等）は控える等、安全に食べられるような配慮をお願いします。 ・要冷蔵のものは持ってこないでください。また、必要に応じて保冷剤を入れてください。 ・弁当箱・箸などは、扱いやすいように一つの袋にまとめて入れるとよいです。ハンカチ等で包むのは、お子さんが扱える場合にしてください。
おしぼり おしぼりケース		・おしぼり（濡らした状態の物）をおしぼりケースに入れてきてください。自分で蓋の開け閉めや出し入れができるものがよいです。 ・ケースの蓋と本体、おしぼりに名前を書いてください。
敷物		・大きさは、一人が座って弁当を広げられる程度のものがよいです。（大きすぎるとリュックサックに入らなかったり、こどもではたたみにくかったりします）

※ おむつをお使いの方へ

紙おむつ おしり拭き		・指定場所に毎日おむつを5枚程度、おしり拭きを1パック入れておいてください。 ・おむつ一枚一枚に名前を書いてください。 ・毎日、おむつの枚数の確認をしていただきます。 ・詳しくは入園後、担任と相談してください。
---------------	---	--

16 園での生活について

（1）服装について

- ① 清潔で活動しやすく体に合ったもの、排泄時などに脱ぎ着がしやすく、大小便のしやすいものを着せてください。
- ② ロングスカートや裾が広がったズボン、**フード付き・ひも付き**の洋服は、活動的で

はなく危険も伴いますので、園では着せないでください。

- ③ なるべくポケットのある服を着せて、ハンカチ・ティッシュを必ず持たせましょう。
- ④ 下着や靴下等、すべての物に名前をはっきりと書いてください。

(2) 持ち物について

- ① 菓子・おもちゃ・お金などは持たせないでください。
- ② 予備のマスクを袋に入れてカバンのポケットに入れておいてください。
(咳が出ていたり、体調不良者が複数いたりする場合など状況に合わせて使用する場合に備えます)
- ③ 汚れ物を持ち帰ったら、次の日に汚れ物を入れる袋と着替えを必ず補充してください。(お子さんの状況に応じて、着替えは増やしてください)
着替え等がない時には園の物を貸し出すことがあります。貸し出した時には、洗濯をしてから返却してください。
- ④ パンツの着替えが補充されていない場合は、園の新品のパンツを使用します。新品の同サイズの物をお返しください。

(3) 昼寝について

睡眠は、成長の盛んな幼児期には非常に大切なものです。特に昼間が長く暑い夏期は、幼児の健康と成長を守るために昼寝が必要となりますので、年齢やこどもの様子に合わせて行っていきます。

年 齢	昼寝期間	必要なもの
3 歳児	4 月～夏頃	入園のしおり P 27～28 を参照
4.5 歳児	7 月後半～8 月 (夏季休業保育中)	・ 下に敷く用、掛布団用 合計 2 枚 (タオルケット、シーツ等) ・ 名前は、わかりやすい場所に大きく書いてください。 ・ シーツ入れ袋 エコバッグ等、シーツが入る大きさの袋に名前を記入してください。金曜日にシーツ等を入れて持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってきてください。 ※夏季休業保育利用の方のみ用意が必要です。 ※<u>お昼寝ベッドの使用は 3 歳児のみ</u>です。



- ★ 園で使用するものには、すべてに名前を書いてください。
 - ★ 途中で名前が消えてしまう場合があります。また、兄弟の方の名前等その子ではない名前が書いてある物もありますのでこまめに確認し、しっかりと本人の名前を記入してください。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学 齢	入園要件 が必要な学 齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いばばら	大 清 水 町 南 岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	ツルギとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	淨 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鷺鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いばばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼

	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学 齢	入園要件 が必要な学 齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齡	入園要件 が必要な学齡	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

【 駐車場の利用について お知らせとお願い 】

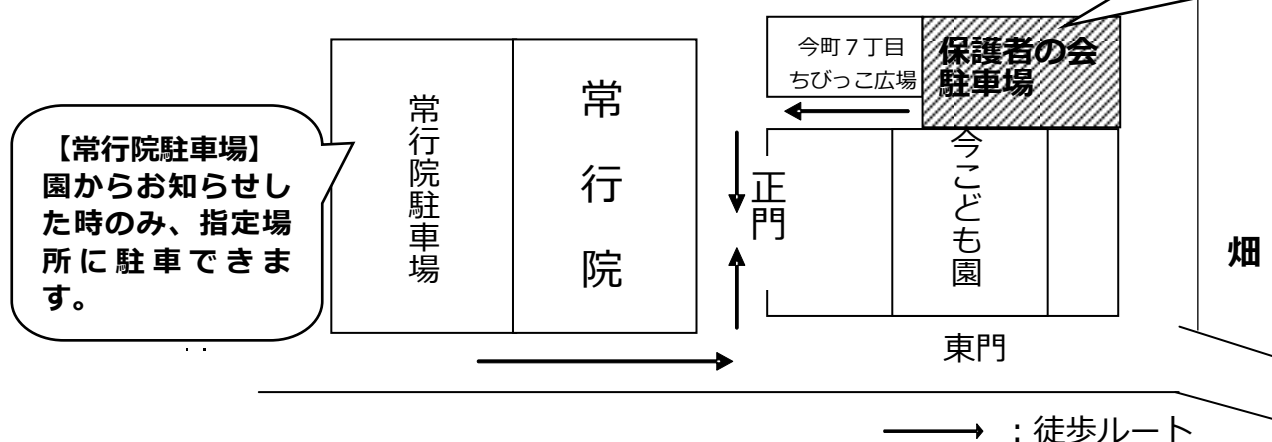
今こども園
保護者の会

～駐車場の利用はルールとマナーを守り、安全に利用してください～

ア) ルールは必ず守りましょう。

- ① こども園の正門、東門の前には駐車しないでください。
- ② 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- ③ 車上ねらいが多発しています。車内にバッグ等貴重品を絶対に置かないようにしてください。
- ④ 車からは親が先に降り、**必ずこどもの手をつないでください。**
※駐車場から園までは、親子で手をつないで登降園しましょう。
- ⑤ 車中にこどもだけを残さないでください。
- ⑥ 駐車場では、親同士の立ち話には十分ご注意ください。

【保護者の会駐車場】
なるべく、奥から詰めて駐車してください。



イ) 常行院駐車場利用時のマナー（注意事項）

- ・ 行事開催時、保護者の会駐車場が満車の時のみ利用できます。常行院を利用していただく場合は、園からお知らせします。
- ・ 『今こども園』看板の前のみ、駐車可能です。
- ・ “沙羅の樹”の周りには、駐車しないでください。（沙羅の樹は大切にしましょう）
- ・ 駐車場では、遊ばないようにしましょう。
- ・ 利用する場合は、下図のルールを守って停めましょう。

